

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針【概要】

〔令和7年6月20日閣議決定〕

- 「第2期復興・創生期間」（令和3～7年度）の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間（令和8～12年度「第3期復興・創生期間」）までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める
- 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組む

基本姿勢及び各分野における主な取組

1. 原子力災害被災地域

地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。

○ 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

- ・ 廃炉については、安全確保を最優先にしつつ、持続可能な人的体制・資金の確保、廃炉を通じたイノベーションの促進、誇りを持てる現場とするための理解醸成・情報発信等を行う
- ・ ALPS処理水の処分については、輸入規制の即時撤廃、水産業支援に取り組む

○ 環境再生に向けた取組

- ・ 福島県内の除土土壌等の2045年3月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取り組む
- ・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し復興再生利用を推進。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、福島県外での最終処分に向けた取組を政府一体となり進める
- ・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化

○ 帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興

- ・ 住民の帰還促進、避難指示解除地域の復興に向け、ハード・ソフト両面で生活環境を整備
- ・ 住民が里山の恵みを受容できるよう、森林整備の再開を始め、「区域から個人へ」の考え方の下、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方を検討
- ・ 交流・関係人口の拡大に向け、福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等

- ・ ホーブツーリズムを始めとした、観光振興策を戦略的に推進

○ 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進

- ・ 「ロボット」「農林水産業」「エネルギー」「放射線科学・倉庫因原、放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の各分野の質の高い研究開発の推進、施設整備の可能性の限りの前倒し
- ・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備

○ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業者再建

- ・ 構想の具体化、F-REI等との連携等を通じ、「実証の聖地」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現
- ・ ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連の先進的な取組、スタートアップの誘致

○ 農林水産業の再建

- ・ 令和12年度末までに約11,000haを目標とする地域の取組を支援し営農再開の加速化、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進
- ・ 帰還困難区域内の森林整備再開に向け条件整備の上で本格復旧に着手、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等
- ・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 食品規制等を科学的・合理的の見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の摂取制限見直し

2. 地震・津波被災地域

- ・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取組む
- ・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進
- ・ 心のケア等や被災した子どもに対する支援等の中長期的取組が必要な課題については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発
- ・ 被災各地の追悼・祈念施設、震災遺構、伝承施設等の中で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承

復興を支える仕組み等

○ 財源等

- ・ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の5年間に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する
- ・ 令和8年度から5年間の事業規模は1.9兆円程度の見込み
- ・ この中で、福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれる

○ 自治体支援

- ・ 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続

○ 組織

- ・ 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備
- ・ 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備

○ その他

- ・ 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し